

第11次知多市交通安全計画（概要版）

第1章 基本構想

1 基本方針

人命尊重の理念の下、悲惨な交通事故の根絶を目指し、交通安全対策を総合的に推進します。そして、究極的には交通事故のない社会を目標とした上で、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案し、計画期間内に達成すべき目標値を設定するとともに、その実現を図るために諸施策を推進します。

2 計画期間

令和3年度から令和8年度まで

3 基本目標

- | | |
|-------------------|------|
| ① 年間の交通事故の24時間死者数 | 0人 |
| ② 年間の交通事故重傷者数 | 5人以下 |

第2章 道路交通の現状

1 交通事故の発生状況

交通事故（人身）の年間発生件数は、平成13年をピークに、以後300件台で推移していましたが、平成26年からは200件台で推移し、令和元年からは100件台となっています。

2 道路交通情勢状況

(1) 人口及び車両保有台数（各年度3月末現在）

平成28年度と令和2年度を比較すると、人口は85,847人から

85,061人の約0.9パーセントの減少に対し、車両保有台数は57,748台から58,470台の約1.3パーセントの増加となっています。

(2) 運転免許人口（各年12月末現在）

運転免許人口は、令和2年は60,076人で、平成28年（60,219人）から、ほぼ横ばいとなっています。

3 交通安全施設整備状況

交通安全の施設整備は、道路安全点検を行い、区画線、道路照明灯などの整備を行ってきました。

また、交通規制においては、安全で系統的な信号機の設置等、有効な交通規制を関係機関に要望してきました。

4 交通安全教室の実施状況

交通安全意識の向上や、正しい自転車の乗り方の理解等を目的に、年齢に応じた交通安全教室を幼稚園、保育園及び小中学校で開催しています。

5 救急事故出動状況

交通事故を始め複雑多様化する救助救急事象等に対処するため、救急隊員が出動し

ています。このうち、「交通事故」が全体に占める割合は、平成28年度の約6.9パーセントから徐々に低下し、令和2年度には約5.1パーセントとなりました。

第3章 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設整備事業の推進

交通事故の多発している道路や将来交通量が増加し交通事故の発生が予測される道路等について、歩行者、自転車利用者、高齢者、身体障がい者、子どもなどの多様な観点から、安全で円滑・快適な交通環境の改善を図ります。

(2) 道路の新設、改修等による交通安全対策の推進

(3) 生活道路における交通安全対策の推進

道路反射鏡の設置や区画線の設置・更新を進めていきます。

また、「ゾーン30（ゾーン30プラス）」等の速度規制を、関係機関等と協議し、推進します。

(4) 高齢者、障がい者等の移動手段の確保・充実

地域の実情・特性に合わせた新たな移動手段の導入に向けた検討等、更なる地域の公共交通の活性化に向けた取組を進めていきます。

(5) 踏切等における交通安全対策の推進

(6) 効果的な交通規制の推進

(7) 総合的な駐車対策の推進

(8) その他の道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

幼児から成人にいたるまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、外国人市民等への配慮にも努めます。

また、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、家庭、学校、地域、職場等の相互の連携、協力関係を保つ交通安全教育の推進を図ります。

(2) 交通安全普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるため、市、関係機関、民間団体、事業所等が地域住民と一体となって組織的かつ継続的な交通安全運動を推進します。

イ シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底

ウ 飲酒運転の根絶

エ 歩行者保護運動の推進

運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進します。

オ 自転車の安全利用の推進
 自転車乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

カ 広報活動の推進

キ 運転免許自主返納の推進
 関係機関と連携し、65歳以上の高齢者に対し、運転免許の自主返納及びあいあいバスの「無料あいパス」の申請を促進します。

(3) 民間団体等への支援
 交通安全を目的とする民間団体、その他交通に関係のある活動を行う団体を支援し、自主活動の促進に努め、地域における交通安全活動の効果的な推進を図ります。

3 救急・救済体制の充実

(1) 救急・救助体制の整備

ア 救急業務体制の強化
 救急業務を円滑に実施するため、通報者からの災害状況及び各医療情報を迅速かつ的確に伝達することができる高機能消防指令システムを知多地域の消防本部と共同し運用しています。

イ 救急隊員の教育訓練の充実
 プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、救急救命士・救急隊員の計画的な養成・配置を図ります。

ウ 救助隊員の教育訓練の充実
 教育訓練の充実等により、救助隊員の知識・技術等の一層の向上に努めるとともに、救助資機材の充実を図ります。

(2) 救済体制の推進
 県及び関係援護機関との連絡・協力体制を一層綿密にして交通事故当事者の相談に対する支援を行います。

4 調査研究の推進

県や知多警察署からの情報をもとに、市内部においても各関連部署で連携し、多角的、専門的に交通安全について分析、検討を行い、道路利用者である車、自転車、歩行者等が安全で快適に利用できるような交通環境を整えます。

5 市民協働による交通安全の推進

「災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくり」を実現するため、市民協働により、交通安全のための諸施策を展開します。

<施策の体系図>

